

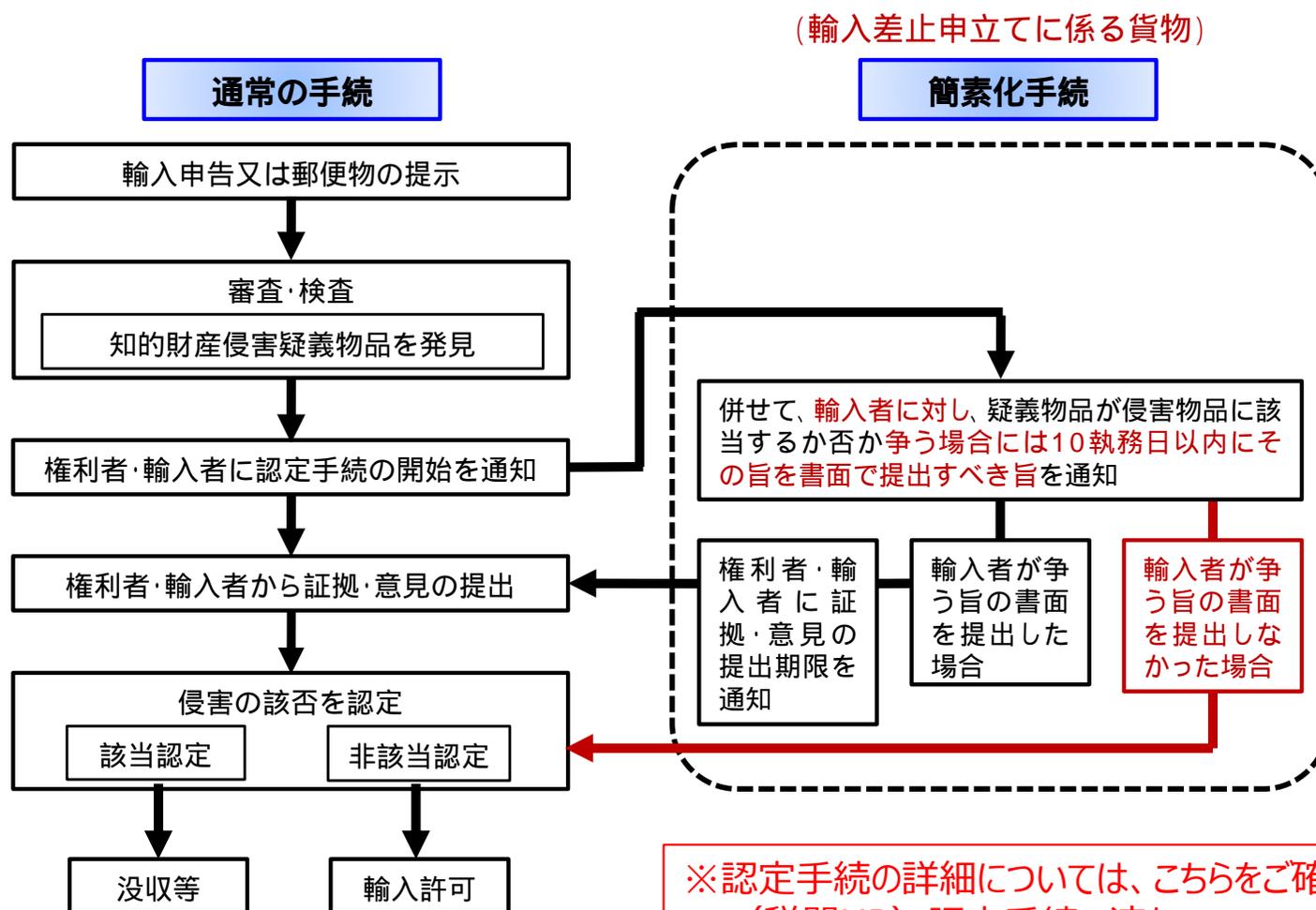
(お知らせ) 知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大について

- 令和5年3月の関税法施行令改正(※)により、知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象となる権利が拡大され、新たに特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密が対象となりました。施行日は、同年10月1日です。

※関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第158号)

- この改正により、全ての知的財産に関する輸入差止申立てに係る貨物が、簡素化手続の対象となりました。

【認定手続のフロー】



(認定手続について)

税関長は、知的財産侵害疑義物品を発見した場合、権利者及び輸入者に対し、証拠・意見の提出を求め、提出された証拠等に基づいて侵害の該否を認定します。

(簡素化手続について)

簡素化手続においては、輸入者が侵害の該否を争わない場合、権利者及び輸入者に証拠・意見の提出を求めることなく侵害の該否を認定します。

簡素化手続の対象は、権利者からの輸入差止申立てが受理された貨物のうち、商標権・著作権等の一部の知的財産に関するものに限られていました(令和5年9月30日まで)。

※認定手続の詳細については、こちらをご確認ください。

・(税関HP) 認定手続の流れ

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/c_001.htm